

(証券コード 7851)
平成29年6月14日

株 主 各 位

大阪市中央区今橋二丁目4番10号
大広今橋ビル

カワセコンピュータフライ株式会社

代表取締役社長 川 瀬 康 平

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、なにとぞご出席いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区北浜2丁目1番17号 北浜ビジネス会館3階
3. 目 的 事 項
 - 【報告事項】 第62期（自平成28年4月1日 至平成29年3月31日）事業報告、計算書類報告の件
 - 【決議事項】
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.kc-s.co.jp/>）において掲載させていただきます。

事業報告

〔自 平成28年 4月 1日〕
〔至 平成29年 3月31日〕

I. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府及び日銀による経済政策を背景に、企業収益、雇用情勢が持ち直し、景気は緩やかな回復基調となりました。しかし一方でアメリカにおける新大統領の誕生による経済の影響、中国やアジア新興国の景気動向等、先行きは不透明な状況であります。

ビジネスフォーム業界におきましては、社会全体でのペーパーレス化の進行による印刷需要の減少、それに伴う価格競争の激化や原材料の値上がりの影響を受け、引き続き厳しい状況が続いております。

このような情勢の中で、営業部門におきましては、ビジネスプロセスアウトソーシング関連業務の獲得に注力しました。金融機関、医療機関、中央官庁及び外郭団体をターゲットに新規取引先の開拓や既存取引先との深耕活動及び新部署開拓に注力してまいりました。

生産部門におきましては、全ての部門で生産のスピードアップ、原材料・副資材の年間使用高の圧縮、情報部門の設備導入による加工外注の内製化に取り組んでまいりました。

その結果、売上高は3,150百万円（前期は3,152百万円の売上高）、経常利益は8百万円（前期は83百万円の経常利益）、当期純損失は6百万円（前期は6百万円の純利益）となりました。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国の経済は、円安に伴う企業収益の改善、製造業における在庫調整の進展、経済対策に伴う公共投資の増加も見込まれ、景気回復基調が続くと思われませんが、アメリカの新大統領の政策運営や欧州大陸諸国の選挙など、海外の政治動向も不透明感が強く、景気を下押しするリスクも含みながら推移するものと思われれます。

こうした経済情勢の中、ビジネスフォーム業界におきましては需要が逡減している中での厳しい価格競争が続くと見込まれます。

当社としましては、営業部門では金融、通販、官公庁をメインターゲットとして、ビジネスフォームと情報処理を組み合わせたアウトソース案件獲得を目指した提案型営業を展開してまいります。

生産部門におきましては、情報部門を中心に内製化促進のための積極的な設備投資や新製

品、新技術の開発に注力してまいります。また、人員の効率的配置による生産の効率化、購入先や購入方法の見直しや生産ロスの低減による原価率の改善を図ってまいります。

また、定期的な研修の実施等により一昨年に発覚した不祥事の再発防止や、社会的に関心の高まっている長時間労働の削減、法令順守に努めてまいります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度におきましては増資、社債発行その他特筆すべき資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資は、総額で173百万円となりました。

事業部門別の設備投資は次のとおりであります。

① ビジネスフォーム事業

ビジネスフォーム事業におきましては、官公庁案件の対応や現有設備維持等により6百万円の投資を行いました。

② 情報処理事業

情報処理事業におきましては、大型案件獲得のための生産性向上設備等により165百万円の投資を行いました。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 59 期 (平成25年度)	第 60 期 (平成26年度)	第 61 期 (平成27年度)	第62期 (当期) (平成28年度)
売 上 高 (百万円)	2,974	3,187	3,152	3,150
経 常 損 益 (百万円)	△35	85	83	8
当 期 純 損 益 (百万円)	△60	65	6	△6
1 株 当 た り 当 期 純 損 益	△12円68銭	13円86銭	1円34銭	△1円34銭
総 資 産 (百万円)	4,512	4,461	4,275	4,205
純 資 産 (百万円)	3,429	3,457	3,392	3,353

- (注) 1. 記載金額は1株当たり当期純損益を除いて、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

(10) 主要な事業内容

- ① 印刷及び紙加工品製造販売
- ② 情報処理サービス業
- ③ 事務機器及び関連用品販売
- ④ 通信事業
- ⑤ 前各号に附帯または関連する事業

(11) 主要な営業所及び工場

本 社 大阪市中央区
 東 京 本 社 東京都中央区
 支 店 横浜・千葉・名古屋・京都・神戸
 情報処理センター 千葉

(12) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
109名	△3名	39.9歳	10.8年

- (注) 従業員数には、嘱託、パートタイマー、派遣社員等は含んでおりません。

(13) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社京都銀行	70百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	50百万円
株式会社みずほ銀行	50百万円
株式会社南都銀行	50百万円
株式会社京葉銀行	50百万円

II. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 5,160,000株 (自己株式 429,110株を含む。)
- (2) 単元株式数 100株
- (3) 株主数 1,033名
- (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
山田株式会社	665,000株	14.06%
山田芳弘	400,000株	8.46%
日本生命保険相互会社	263,000株	5.56%
川瀬清	221,050株	4.67%
川瀬三郎	181,650株	3.84%
星光ビル管理株式会社	164,000株	3.47%
大星ビル管理株式会社	164,000株	3.47%
山田眞沙子	160,000株	3.38%
山田幸司	154,000株	3.26%
川瀬昌枝	140,000株	2.96%

(注) 持株比率は、自己株式 (429,110株) を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。

Ⅳ. 会社役員に関する事項
(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役社長	川 瀬 康 平	
常 務 取 締 役	糸 川 克 秀	管理本部長兼人事部長
取 締 役	吉 村 泰 明	東日本営業本部長
取 締 役	小 山 昇 三	西日本営業本部長
取締役（監査等委員）	日 置 和 夫	
取締役（監査等委員）	山 田 文 隆	
取締役（監査等委員）	村 野 讓 二	弁護士法人中央総合法律事務所 社員弁護士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）山田文隆及び村野讓二の各氏は社外取締役であります。
2. 監査の実効性を高め、管理監督機能を強化するために日置和夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 取締役（監査等委員）山田文隆氏は東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同証券取引所に届出しております。
4. 取締役（監査等委員）村野讓二氏の所属する弁護士法人中央総合法律事務所と当社との間に特別な利害関係はありません。

(2) 取締役の報酬等の総額

取締役（監査等委員を除く） 4名 54,896千円

取締役（監査等委員） 3名 13,341千円（うち社外取締役 2名 5,400千円）

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第60回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）について、年額3億円以内（ただし、使用人給与は含まない）、監査等委員である取締役については年額5千万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分及び氏名	主な活動状況
取締役（監査等委員） 山田 文隆	当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回に出席し、会社経営経験者として専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち13回に出席し監査プロセス、結果について会社経営経験者の見地から意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役（監査等委員） 村野 譲二	当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回に出席し、弁護士として法律に関する専門的見地から発言を行いました。特に専門の労務問題については豊富な経験と専門的見地から助言・提言を行っております。当事業年度に開催された監査等委員会14回のうち14回に出席し監査プロセス、結果について専門的な立場から意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

V. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

仰星監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは平成28年6月29日開催の第61回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------|----------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 | 16,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の額の合計額 | 16,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、監査計画の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員である取締役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会計監査人との間において、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規程する最低責任限度額としております。

Ⅵ. 会社の業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、役職員行動指針において、役職員の行動基本原則を設け遵守する。

(2) コンプライアンス全体を統括する組織として「リスク・品質管理委員会」を設置する。

各部門にリスク・品質管理委員を配置し、実効的な運営運用を図るために「リスク管理法務室」を置く。

(3) リスク管理法務室は、内部監査室、品質管理室と連携を密にして役職員の法令並びに社内ルール遵守推進の啓蒙教育の任にあたる。

(4) 相談、異常報告体制を設け、役職員が社内において違反行為が行われ、または行われようとしたことに気がついた時は、各部門配置のリスク・品質管理委員またはリスク管理法務室に社内通報書などにより異常報告するよう定める。

報告内容は守秘するとともに報告者に対して不利益な扱いはしない。

2. 取締役の職務遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び社内規定（文書管理規程）に基づき文書等の保存保管を行う。また、情報に関する管理については、個人情報保護に関する基本方針・プライバシーマーク認証基準並びに個人情報保護ポリシー、さらには案件個々に締結する機密保持契約の定めに基づいて対応する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社はリスク管理全体を統括する組織として「リスク・品質管理委員会」並びに「リスク管理法務室」を設ける。さらに連携組織として品質管理室、内部監査室があり、各部門と連携して損失発生未然防止及び最小化を図るとともに、再発防止に努める。

情報センターにおいては労働安全衛生に取り組むこととする。経理面においては各部門長による自主的管理を基本としつつ、内部監査室による定例監査を行う。経営全体の計数的な管理は収益管理部が行うこととする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能強化を図り、経営効率を向上させるために全本部長を参画させ有機的な情報交流並びに意思疎通の場として執行の効率化を図る。さらに、別途取締役、監査等委員である取締役、拠点長等が出席する幹部会を月1回開催し、業務執行に関する基本的な事項及び重要事項に関わる進捗確認並びに執行促進を図る。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人を置くことを求めた場合、適切な補助者を配置する。配置にあたっては、監査等委員会の意見を聴取し決定する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
任命された監査等委員会補助者は、監査等委員会の指揮命令に服し、監査等委員会の指示に従い、監査等委員会の職務を補助するものとし、当該職務に必要な調査（モニタリングを含む）を行う権限を有するものとする。また、監査等委員会よりその職務に関して指示を受けた場合は、当該指示された業務を他の業務に優先して遂行するとともに、当該指示された業務に関して、監査等委員である取締役以外の取締役の指揮・命令を受けない。
7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
取締役及び使用人は、監査等委員会が業務執行状況の報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応する。取締役は取締役会等の重要会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。監査等委員である取締役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、幹部会その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要文書を閲覧かつ必要に応じ取締役または使用人に説明を求めらる。
8. 監査等委員会に対して報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会に対して報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
9. 監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員である取締役の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用また債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員である取締役が職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要なでない認められる場合を除き、すみやかに処理をする。

10. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、内部監査室及び監査法人の三者による連絡会を定例的に開催し、会計監査や業務監査に関する報告及び情報を受け、内部統制システムの状況を監視し検証するものとする。

監査等委員会は、稟議書他業務執行に関する重要な書類の閲覧、重要な財産の取得、保有並びに管理状況の調査等の常時監査により、業務執行の状況を適時に把握する。

取締役及び使用人は、監査等委員会に対する認識を深め、監査が効率的に推進できるように努めるものとする。

VII. 会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前記の業務の適正を確保するための体制に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当該体制の各事項に関する当期における運用状況の概要は次のとおりです。

1. 主な会議の開催状況として、取締役会は13回開催され経営の基本方針のほか、経営及びコンプライアンスに関する重要事項につき審議・決定したほか、主要部門を担当する取締役等から業務執行につき報告を受けました。幹部会は11回開催され重要課題の審議と情報の共有化を図りました。監査等委員会は14回開催され、取締役の業務執行について審議をいたしました。
2. 監査等委員である取締役は、1の重要な会議へ出席し、意見を述べております。そのほか、内部監査室、会計監査人と定期あるいは随時に会合を行うとともに、代表取締役との定期会合、取締役等との面談・情報交換会にも適宜出席しております。

3. 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行監査、内部統制監査を行い、監査結果を取締役会に報告のうえ、必要に応じて改善提言を行っております。
4. 一昨年発覚いたしました不明瞭な営業取引を踏まえ、公表した再発防止のための取組の遵守、営業の評価基準変更の取組、全従業員に対して年二回のコンプライアンス研修を実施いたしました。

VIII. 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、株式会社の支配に関する基本方針については、特に定めておりません。

本事業報告中の記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,435,614	流動負債	698,150
現金及び預金	1,833,041	買掛金	199,053
受取手形	24,120	短期借入金	330,000
売掛金	482,413	1年以内返済予定の長期借入金	6,640
商品及び製品	26,544	未払金	46,349
仕掛品	8,120	リース債務	23,448
原材料及び貯蔵品	23,123	未払費用	32,700
前払費用	21,971	未払法人税等	16,213
その他の金	16,330	預り金	4,442
貸倒引当金	△51	賞与引当金	31,766
		その他の	7,536
固定資産	1,770,321	固定負債	153,864
有形固定資産	1,113,070	長期借入金	13,360
建物	298,409	リース債務	23,298
構築物	2,523	退職給付引当金	54,738
機械及び装置	218,386	役員退職慰労引当金	52,036
車輛運搬具	919	繰延税金負債	10,191
工具、器具及び備品	26,374	その他の	239
土地	523,057	負債合計	852,015
リース資産	43,399	純資産の部	
無形固定資産	13,921	株主資本	3,322,044
ソフトウェア	7,143	資本金	1,226,650
リース資産	501	資本剰余金	1,172,655
その他の	6,275	資本準備金	1,171,200
投資その他の資産	643,330	その他資本剰余金	1,455
投資有価証券	239,723	利益剰余金	1,028,077
出資	135	利益準備金	196,000
破産更生債権等	1,840	その他利益剰余金	832,077
長期前払費用	2,286	別途積立金	772,778
保険積立金	308,826	繰越利益剰余金	59,299
その他の	102,330	自己株式	△105,338
貸倒引当金	△11,812	評価・換算差額等	31,876
		その他有価証券評価差額金	31,876
資産合計	4,205,936	純資産合計	3,353,920
		負債・純資産合計	4,205,936

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔自 平成28年 4月 1日〕
〔至 平成29年 3月31日〕

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,150,400
売上原価	2,325,582
売上総利益	824,817
販売費及び一般管理費	824,425
営業利益	392
営業外収益	
受取利息	1,243
受取配当金	4,628
為替差益	61
作業くず売却益	2,767
受取弁済金	1,615
その他	4,469
営業外費用	
支払利息	4,940
その他	1,371
経常利益	8,864
特別利益	
投資有価証券売却益	1,831
特別損失	
固定資産除却損	2,217
投資有価証券評価損	41
税引前当期純利益	8,437
法人税、住民税及び事業税	14,780
法人税等調整額	-
当期純損失	6,342

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔自 平成28年 4月 1日〕
〔至 平成29年 3月31日〕

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成 28 年 4 月 1 日 残 高	1,226,650	1,171,200	1,455	1,172,655
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 損 失				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
平成 29 年 3 月 31 日 残 高	1,226,650	1,171,200	1,455	1,172,655

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金		
		その他利益剰余金		利益剰余金合計
別途積立金		繰越利益剰余金		
平成 28 年 4 月 1 日 残 高	196,000	772,778	112,950	1,081,728
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△47,308	△47,308
当 期 純 損 失			△6,342	△6,342
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	△53,651	△53,651
平成 29 年 3 月 31 日 残 高	196,000	772,778	59,299	1,028,077

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：千円)

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
平成28年4月1日残高	△105,338	3,375,695	17,082	3,392,777
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△47,308		△47,308
当期純損失		△6,342		△6,342
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			14,794	14,794
事業年度中の変動額合計	—	△53,651	14,794	△38,857
平成29年3月31日残高	△105,338	3,322,044	31,876	3,353,920

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料

主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 14～47年

機械及び装置 10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

④役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末における支給見込額を計上しております。

(4) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類への影響額はありません。

3. 追加情報

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

投資有価証券 41,326千円

② 担保に係る債務

短期借入金（1年以内返済予定の長期借入金含む） 6,640千円

長期借入金 13,360千円

計 20,000千円

なお、上記の借入金には、担保留保条項が付されております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,875,629千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,160,000株

(2) 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 429,110株

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	47,308	10	平成28年3月31日	平成28年6月30日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の 種 類	配当金 の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成29年6月29日 定時株主総会	普通株式	47,308	利益剰余金	10	平成29年3月31日	平成29年6月30日

(注) 上記②の配当金に関しては、当社定時株主総会において付議予定の金額であります。

- (4) 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	3,057千円
貸倒引当金	3,618千円
賞与引当金	9,783千円
退職給付引当金	16,750千円
役員退職慰労引当金	15,923千円
投資有価証券評価損	23,506千円
ゴルフ会員権評価損	11,126千円
減損損失	15,959千円
棚卸資産評価損	2,549千円
税務上の繰越欠損金	56,630千円
その他	9,302千円
繰延税金資産小計	<u>168,209千円</u>
評価性引当額	<u>△168,209千円</u>
繰延税金資産合計	<u>-千円</u>

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	<u>10,191千円</u>
繰延税金負債小計	<u>10,191千円</u>
繰延税金負債合計	<u>10,191千円</u>

7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、事業遂行に必要な運転資金及び設備投資計画に必要な資金の調達については、原則として内部留保による自己資金を充当することとし、極力銀行等の借入には依存しないことを基本方針としております。余資運用については余資運用規程を遵守しております。余資運用以外の定期預金や、借入金等の金融機関との取引については、原則として営業協力目的に限定するものとし、当社の売上拡大が見込まれると営業本部長が認め、かつ取締役会にて承認された場合に限り、取引するものとしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務提携に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は主に営業協力を、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は主に手元流動性の確保を、それぞれ目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程及びリスク管理規程の定めに従い、営業債権について、営業本部及び管理本部が月毎に得意先別の与信額との比較を行うとともに、個々の営業債権について期日及び残高を管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、余資運用規程の定めに従い、関係者は適宜適切にそのリスクを管理しております。

当期の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、余資運用規程の定めに従い、関係者は適宜適切にそのリスクを管理しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、余資運用等を行うに際しては、取引実行時の借入金残高及び当面の必要資金を十分に上回る手元流動性を確保するようにしております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の決算日現在における営業債権のうち10.3%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（注2）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	1,833,041	1,833,041	—
(2) 受取手形	24,120	24,120	—
(3) 売掛金	482,413	482,413	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	230,855	230,855	—
資産計	2,570,430	2,570,430	—
(1) 買掛金	199,053	199,053	—
(2) 短期借入金	330,000	330,000	—
(3) 未払金	46,349	46,349	—
(4) リース債務（1年以内を含む）	46,747	45,753	993
(5) 長期借入金（1年以内を含む）	20,000	19,920	79
負債計	642,149	641,076	1,072

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び (3) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金及び (3) 未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) リース債務（1年以内を含む）

リース債務（1年以内を含む）については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金（1年以内を含む）

長期借入金（1年以内を含む）については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式等	8,868

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(4)投資有価証券その他有価証券」には含めておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及び その近親者	川瀬 清	被所有 直接 4.6%	元当社代表 取締役社長 現当社会長	報酬	24,000	—	—

(注) 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

川瀬清は、当社代表取締役社長川瀬康平の実父であります。当社の代表取締役社長として企業経営に携わってきた実績があり、長年の経験、奥深い知識、幅広い人脈等を勘案して報酬額を決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

708円94銭

(2) 1株当たり当期純損失

1円34銭

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

カワセコンピュータサプライ株式会社

取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人

代 表 社 員 公認会計士 新 田 泰 生 ㊞
業 務 執 行 社 員

業 務 執 行 社 員 公認会計士 許 仁 九 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カワセコンピュータサプライ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽記載のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行なった。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。

その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告書及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月26日

カワセコンピュータサプライ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 日置和夫 ㊟

監査等委員 山田文隆 ㊟

監査等委員 村野譲二 ㊟

(注) 監査等委員山田文隆及び村野譲二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は創業以来株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と考え安定配当の観点から、剰余金の処分につきましては、次のとおりに行いたたく存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株当たり金10円
総額47,308,900円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するとともに、一部字句の修正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第 2 条 (目 的) 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 4. (条 文 省 略) (新 設) (新 設) (新 設) (新 設) 5. 前各号に附帯又は関連する事業	第 2 条 (目 的) (現 行 ど お り) 1. ～ 4. (現 行 ど お り) 5. <u>各種イベントの企画、運営並びに広告業</u> 6. <u>通信販売業</u> 7. <u>一般廃棄物及び産業廃棄物の収集、運搬、 処理並びに再生品販売</u> 8. <u>倉庫業</u> 9. 前各号に附帯又は関連する <u>一切の事業</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員し、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	川瀬 康平 (昭和48年1月14日生)	平成7年4月 三菱製紙販売株式会社入社 平成11年5月 当社入社 平成13年4月 大阪営業第一部長 平成16年4月 収益管理部長 平成17年6月 取締役 営業副本部長 平成19年4月 取締役 名古屋支店長 平成20年2月 取締役 情報センター長 平成20年7月 取締役 生産本部長兼情報センター長 平成21年6月 取締役 生産本部長兼情報センター長兼最高財務責任者 平成22年5月 常務取締役 生産本部長兼情報センター長兼最高財務責任者 平成22年7月 常務取締役 営業本部長兼最高財務責任者 平成24年6月 代表取締役社長（現任）	119千株
2	糸川 克秀 (昭和34年8月27日生)	昭和57年4月 日本生命保険相互会社入社 平成20年3月 営業教育部部長 平成22年3月 千葉支社支社長 平成24年4月 当社出向 顧問 平成24年6月 取締役 営業本部長 平成24年7月 取締役 営業開発部長兼最高財務責任者 平成25年4月 常務取締役 東日本営業本部長 平成28年2月 常務取締役 管理本部長兼人事部長（現任）	3千株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	よし むら ひろ あき 吉村 泰明 (昭和39年 8月23日生)	昭和62年 3月 当社入社 平成10年10月 新宿支店長 平成16年10月 営業副本部長兼東京営業部長 平成19年 4月 執行役員 東京営業部長 平成21年 6月 取締役 営業本部長兼東京営業部長 平成22年 7月 取締役 営業部長 平成24年 7月 取締役 営業本部長 平成25年 4月 取締役 生産担当管掌 平成25年 7月 取締役 東日本営業副本部長 平成28年 2月 取締役 東日本営業本部長 (現任)	10千株
4	こ やま しやう ぞう 小山 昇三 (昭和39年 4月28日生)	昭和63年 4月 東洋テック株式会社入社 平成 3年 6月 当社入社 平成10年 4月 東京工場 工場長 平成15年 4月 生産本部長兼大阪工場長 平成20年10月 内部監査室 室長 平成21年 6月 管理本部長兼収益管理部長 平成23年 7月 営業本部 営業副本部長 平成24年 6月 執行役員 西日本営業統括 平成25年 4月 執行役員 西日本営業本部長 平成25年 6月 取締役 西日本営業本部長 (現任)	1千株
5	かわ せ けい まけ ※川 瀬 啓輔 (昭和52年 6月10日生)	平成12年 4月 日本製紙株式会社入社 平成28年 4月 当社入社 平成28年 4月 執行役員 東日本営業副本部長 (現任)	31千株

(注) 1. ※印は新任の取締役候補であります。

2. 候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役（監査等委員。以下、本議案において同じ）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員3名の選任をお願いいたしますと存じます。

監査等委員の候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

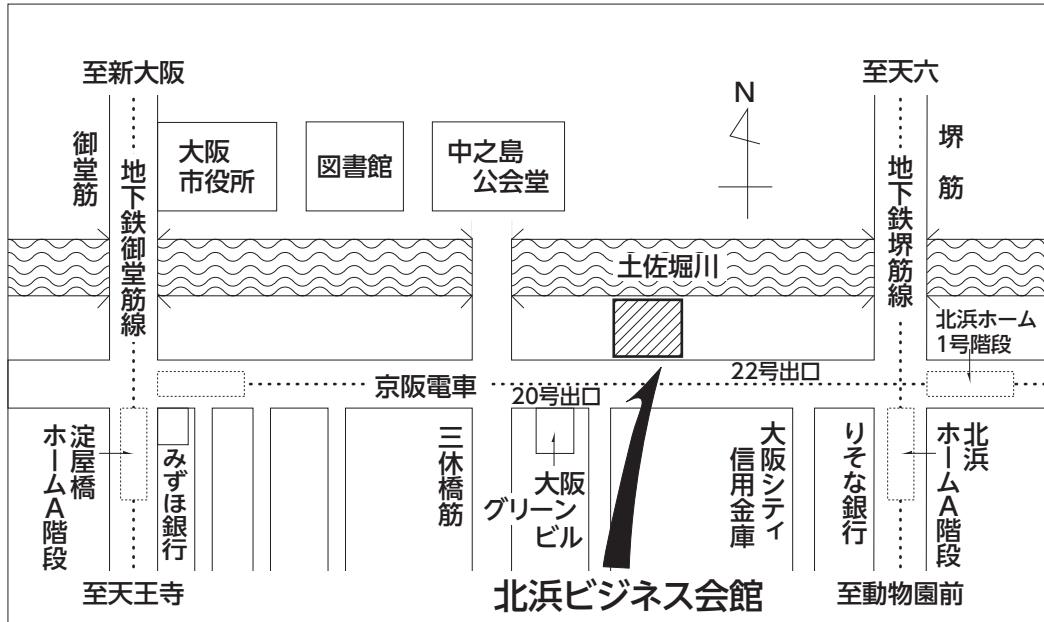
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	ひ おき かず お 日 置 和 夫 (昭和25年9月11日生)	昭和48年3月 当社入社 昭和56年4月 大阪工場 生産管理部課長 平成5年4月 東京工場 工場長 平成7年4月 京都支店 支店長 平成9年7月 大阪工場 工場長 平成14年9月 生産本部長兼大阪工場長 平成15年4月 生産本部 資材部長 平成17年9月 購買本部長 平成19年1月 業務本部長 平成21年3月 生産本部 情報センター副センター長 平成22年7月 生産本部 情報センターセンター長 平成25年4月 執行役員 生産本部長 平成25年5月 執行役員 業務推進本部長 平成27年6月 当社取締役（常勤監査等委員）（現任）	4千株
2	やま だ ふみ たか 山 田 文 隆 (昭和20年10月8日生)	昭和43年4月 キヤノン株式会社入社 平成2年1月 キヤノンカナダInc.社長 平成10年11月 キヤノンオーストラリアPty.Ltd.社長 平成13年3月 キヤノン販売（現キヤノンマーケティングジャパン）取締役 平成15年1月 同社プロフェッショナル機器カンパニープレジデント 平成15年3月 同社常務取締役 平成19年3月 同社顧問 平成21年6月 当社監査役 平成27年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	一千株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	むらの じょう じ 村野 讓 二 (昭和26年 1 月30日生)	昭和54年 4 月 最高裁判所司法研究所終了 (31期) 大阪弁護士会登録 中央総合法律事務所 (現弁護士法人中央総合法律事務所) 入所 平成15年 9 月 弁護士法人中央総合法律事務所 社員弁護士 (現任) 平成20年 6 月 大光電機株式会社 監査役 (現任) 平成22年 6 月 株式会社ショーエイコーポレーション 監査役 (現任) 平成27年 6 月 当社社外取締役 (監査等委員) (現任)	一千株

- (注) 1. 取締役 山田文隆及び村野讓二の各氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は山田文隆氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しております。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者とした理由
- ①山田文隆氏は、平成21年6月より監査役、平成27年6月より当社の社外取締役を務めており、公平かつ客観的な立場から適切な意見をいただいております。今後も取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。
- ②村野讓二氏は、平成27年6月より当社の社外取締役を務めており、弁護士としての専門的な知識・経験等から適切な意見をいただいております。今後も取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。
4. 山田文隆及び村野讓二の両氏は当社の監査等委員である社外取締役であり、両氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年であります。

以上

株主総会会場ご案内略図



会場：大阪市中央区北浜2丁目1番17号
北浜ビジネス会館3階
電話06 (6201) 3191 (代)



環境に配慮し、植物油インキを使用しております。